

## 令和6年度下松市奨学金奨学生募集

### 【対象となる学校】 ※1

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）
- (2) 高等専門学校
- (3) 大学（短期大学を含み、大学院を除く）、専修学校（専門課程）

### 【対象者の条件】

- ・ 向学心に燃え、人物及び学業が優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な者
- ・ 本人の保護者が下松市内に住所を有すること。
- ・ 他の貸与型奨学金を受けない者（給付型奨学金や授業料減免等との併用は可）
- ・ 連帯保証人2人を有する者 ※2

- 【貸付月額】
- |     |             |         |
|-----|-------------|---------|
| (1) | 国公立         | 15,000円 |
|     | 私立          | 20,000円 |
| (2) | 第1～3学年      | 15,000円 |
|     | 第4、5学年及び専攻科 | 35,000円 |
| (3) |             | 35,000円 |

【償 還】 卒業後6ヶ月を経過したときから毎月一定額

【申請期間】 令和5年11月1日（水）から  
令和5年12月27日（水）まで

- 【申込書類】
- ① 奨学金貸付申請書
  - ② 学校長の推薦書
  - ③ 学校長が発行する成績証明書
  - ④ 本人及び保護者の住民票（世帯全員）の写し  
※続柄が記載されたもの
  - ⑤ 保護者の令和5年度所得・課税証明書（世帯分）
- ※④、⑤について、下松市に住所がある方は、「住民情報・税情報確認承諾書」の提出に代えることができます。（⑤については、令和5年1月1日現在で下松市に住所がある方のみ）

- ※1 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、大学（短期大学を含み、大学院を除く）とは、学校教育法第1条に規定する学校が対象です。また、専修学校とは、学校教育法第124条に規定する学校で、修業年限が2年以上の高等課程もしくは専門課程が対象です。
- ※2 原則として、連帯保証人のうち1人は、父母兄弟又はこれに代わる方であり、他の1名は、これら以外の方である必要があります。

詳細等ご不明な点は、お問い合わせください。

なお、「下松市奨学生募集要項」及び「申請様式」を下松市のホームページに掲載する予定です。

【申請先・お問い合わせ先】  
下松市教育委員会 教育総務課（5階⑤番窓口）  
TEL: 0833-45-1866